

○議長 辻本 一夫君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

まず第1点目に、軽油引取税の暫定税率の廃止による農漁業への影響について。

令和8年4月1日より、軽油引取税の暫定税率が廃止されることになりました。現在、漁業用船舶などには、軽油1リットル当たり32.1円の免税措置が適用されていますが、このうち、17.1円分の暫定税率が廃止されることとなります。

暫定税率は、されると、免税額は15円に減少します。そして、暫定税率の17.1円が廃止されることと言って、燃料コストの削減が期待されていました。しかし、国は農漁業者には軽油取引税の免税とは別に、現在、1リットル当たり17.1円支給されている補助金は廃止し、漁業者用の軽油は17.1円上がりすると、全国漁業連合会から通達がありました。

そこで伺います。

1、令和8年2月1日時点の税込実売価格91.3円の軽油は、令和8年4月1日には、110.1円となります。農漁業者の生業に大きな影響となりますが、どう考えるものか伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

議員の御説明にもございましたが、軽油取引税の暫定税率1リットル当たり17.1円は、令和8年4月1日より撤廃される見込みとなっております。

また、今後影響を受けることが考えられる令和7年5月より実施されてきた、国の燃料油確定額引下げ措置におけるガソリン軽油に対する補助金ですが、目的は当分の間、足元の物価高に対応する観点から、当時の燃料油価格激変緩和対策事業を見直し、定額の価格引下げ措置を実施するとされております。なお、補助額については、最終的に暫定税率と同水準、1リットル当たり17.1円まで段階的に拡充するとされております。

次に、補助金拡充額の経緯でございますが、令和7年5月22日より、1リットル当たり10円の定額補助が開始されました。その後、11月13日以降は10円から15円に、11月27日以降は15円から暫定税率と同水準である17.1円に補助額が段階的に拡充され、現在に至っております。

なお、この燃料油価格定額引下げ措置の期間につきましては、ガソリン・軽油の暫定税率の扱いについて結論が得られ、それが実施されるまでと記されております。軽油の暫定税率の撤廃に伴い、補助金も同時に廃止になる見込みとなっております。

令和8年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

このことから、予定通り暫定税率が撤廃され、補助金が廃止となれば、4月以降、軽油本体の価格の変動がなければ、現行よりも1リットル当たり17.1円の補助金に、消費税10%を加えた18.8円程度の負担が増すことになり、生業への影響はあるものと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、課長から説明のあった通りなんですけど、なかなか言葉で聞いてもですね、わかりにくいと思いますので、資料として暫定税率撤廃による、軽油価格の上昇についてというのを提出しますので、それがパソコンに、タブレットに提示してあると思いますので、これでちょっと説明したいと思います。

令和8年4月1日より、軽油取引税の暫定税率が撤廃されることになりました。

現在、漁業用船舶などには、軽油1リットル当たり32.1円の免税措置が適用されてますが、このうち17.1円分の暫定税率が撤廃され、同時に17.1円の補助金も廃止の予定ですということで、下の方のグラフがあると思いますけど、補助金なしの場合にはですね、軽油の値段の構成は、本体軽油が97.3円、そしてこれにですね石油石炭税が2.8円、そして、軽油引取税として、本則税が15.1円と暫定税率が17.1円足されています。

漁業者とか農業者の場合についてはですね、この軽油引取税が免税になっていますので、一番下に書いてある、合計として110円の値段です。しかし、これは先ほどの説明があったように、燃油が高騰する中で、国の方が補助金というのをつけまして、2月1日現在の補助金は17.1円となっていますので、真ん中の補助金ありというグラフになります。これによってですね、軽油本体の値段は91.3円というのが現在、漁業者や農業者が免税を受けて、買っている値段となります。

ところが、暫定税率が廃止されるということになってですね、ガソリン税とか暫定税率の17.1円が廃止されたので、一時的には相当安くなってるんですよ。まだ漁業用のとか農業用の免税をしている部分についてはまだ暫定税率はついています。ただ、軽油引取税は免税であるということです。

それが、令和8年の4月1日からですね、暫定税率は廃止されますが、本則税、石油石炭税は残り、軽油本体の値段は97.3円となります。しかし、これにはですね、補助金の17.1円が入っていましたので、この17.1円は国が補填してたんですがこれがなくなるということで、最終的には110.1円ということになります。軽油の値段自体はですね、値上がりはしてないわけなんですけど、ただその中の軽油本体の暫定税率の分が、国が補填していたものが今度は漁業

令和8年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

者が補填しなきゃいけないということで、さっき言ったように、この分が負担が増えるということになります。17.1円に、これには消費税が入ってませんので、消費税が1.1倍になりますんで、ドラム一本2万5,000円の上の価格ということになります。

それで4月1日よりですね、暫定税率の廃止と同時に、補助金の17.1円が廃止され、漁業者の負担は消費税を含め18.8円増えることになります。ドラム一本当たり3,760円の負担が増えることになります。

芦屋町の漁業は、いか釣りが主流ですが、近年の温暖化により、秋のいか漁の漁場は、例年では隠岐の島周辺の30マイル程度でしたが、去年は50マイル60マイルと出るようになり、一晩で200リッターから300リッターを使用し、油代が2万円から3万円以上という、こういった状況が生まれるようになりました。燃油代が2万円から3万円になると、いか釣漁としてはですね、生業としては成り立っていかなくなっていく、そういった状況が生まれています。

漁業従事者からは、漁業者にとって燃油価格は一番の関心事、10年前に比べると約2倍となり、漁業許可経営を圧迫している。これまで様々な省エネ操業を努力してきたが、もはや自助努力の限界を超えている。これ以上負担が増えると、生業としては成り立たないと、悲痛な叫びが上がっています。

そういった点で、そこで2点目を伺います。

農漁業の燃油高騰に対し、自治体として燃油価格を引下げる支援を行っている自治体もあるが、町で価格引下げの支援を行うことができないのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

燃油に関する補助金につきましては、山口県長門市や防府市、神奈川県葉山町など、軽油やA重油の購入について一部補助金を交付している自治体がございます。また、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策として、燃料費の補助を行っている自治体もございます。

芦屋町としましては、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対策として、町民への生活応援商品券の発行を行うこととしており、令和8年4月より使用できるよう現在準備を進めているところでございます。

今回、議員御提案の燃油価格引下げの支援につきましては、申し訳ございませんが、今のところ具体的な支援の予定はございません。

現状としましては、今後の国県等の動向などに注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後の動向に注視していくということですが、4月1日から予定されている110.1円の予定販売価格は、現在の原油価格からの設定であります。原油価格の変動によって、燃料費は動いていきます。令和7年1月に109円だった軽油の価格は、昨年4月には117円まで上昇しました。その後、補助金が拡充されて現在の価格となっておりますが、2月の28日に、アメリカイスラエルがイランを攻撃するという、そういった暴挙が起きました。これに対してですね、イラン側は、ホルムズ海峡の閉鎖、こういったことが行われるということですね、今後さらに原油価格の高騰が懸念されています。先ほど帰ってNHKのニュースを見ますと、こういった問題について国会でも論議されており、ホルムズ海峡の閉鎖によって、原油価格、LNGのガス価格、そういったものが高騰され、物価高騰にもつながるということで、政府としてもこの燃油高騰の対策を考えていかなければいけないという、そういうようなニュースが入っておりました。免税軽油を使用している漁業関係者にとっては、補助金の廃止によって補助金の減少分と、そして今後予想される原油価格の高騰のダブルパンチで負担増になることが、本当に切実な問題として考えられています。

国は、日本人の動物性たんぱく質を補給するという大事な役割を担う水産業に対して、漁業者の経営安定を目的とした共済制度として、2010年に漁業経営セーフティーネットをつくり、漁獲量の減少や魚価の低迷、灯油や配合飼料の高騰など、不測の事態による所得変動リスクを軽減しようとして、このセーフティーネットが作られました。しかし、これに加入するには、積立金が必要なことや、制度が複雑で使いにくいことなどがありますが、価格の軽減により、どうか漁業経営が成り立っていました。

ところが、今回の突然の高市政権の補助金の廃止により、漁業者に大きな負担が生じることとなります。今求められているのは、自治体による直接補填で、燃料価格の引下げです。先ほど課長からもですね、いろんな自治体の事例がありましたが、私も調べたところ、例えば長崎県対馬市では、1リットル当たり最大10円を引下げる漁業用燃油高騰対策事業を過疎債により、市の単独事業とやっています。また、高知県の安芸市では、原油価格の高騰による影響を受け、厳しい経営環境に置かれている漁業者に対し、漁船1隻につき3万円の支給する漁業者原油価格高騰対策を実施しています。唐津市では、燃油価格高騰が長引く中、経営が圧迫されている漁業者に支援金を支給し、経営継続を後押ししています。市内の漁業組合に所属する漁業者に1経営体1隻、船内機船、これは普通のディーゼルエンジンとかを船内に積んでいる船ですね、これに対して、1隻5万円、船外機船に、これは船外機の載ってる小さいボートですね、これに対して1隻2.5万円を支給しています。県内でも、宗像市が市内の漁業者に対して、燃油高騰に伴う生産

令和8年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

者支援としてA重油に1リットル当たり12円、軽油に10円補助しています。隣の岡垣町では、令和7年に物価高騰の影響を受けている漁業者を支援しますということで、岡垣町エネルギー価格高騰対策漁業者支援金を作り、支援金の上限を一人1隻につき10万円を上限として、支給するというところを行っています。

こういったですね燃油高騰の中で、様々な自治体が漁業振興のために施策を行っています。芦屋町では、漁業後継者育成として、町おこし協力隊事業の1つとして、新たな漁業従事者の育成を計画していますが、漁業が生業として成り立つことが前提となります。

そこで町長に伺います。燃油高騰という厳しい漁業環境の中で、様々な自治体が日本人のたんぱく源を補給するという重要な役割を持つ漁業への支援を行っています。町としてもこの間、漁業振興に力を注ぎ、取り組んできたことは大きく評価します。しかし、この物価高で燃油や資材が高騰する中、そしてまた今回のイラクへの攻撃、こういった中で、後継者を育成していくという上でも、漁業者の今を乗り切る対策が必要だとの声を受け止め、町として燃油への補填、さらなる検討が必要だと考えますが、町長はどう考えるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

今川上議員からですね、るる漁業者におけるですね、状況、漁業者の状況をですね、お聞きいたしましたけれども、本当にですね、深刻な問題であるということはですね、真摯に受け止めなければならないと思うところではありますが、今回、昨今の物価高騰は、農業漁業者もちろんのこと、全事業者にかかる燃料費をはじめ、材料費や人件費などの高騰、また一般家庭における食料費や光熱費など、住民生活においても様々な影響を及ぼしているところでもあります。

また、物価高騰対策としてですね、商品券の配布等を行っているわけですが、今回川上議員御提案の、漁業者、あるいは農業者に関して、燃油価格引下げの支援につきましては、申し訳ございませんが今のところは予定しておりません。が、先ほど御説明ありました中東のですね状況、これの長期化、あるいは食の安全、安全保障の観点からですね、国や県の動向も変わる可能性もございますので、そういったところをですね、注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今後やっぱり、国や県の動向をですね注視していただくと同時にですね、先ほども言いましたように、自治体として独自でですね、そういった漁業への支援を行って、独自の支援を行って

令和8年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

る自治体もあっています。ぜひそういった点をですね、今後もですね研究しながら、この問題に注視していただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目のですね、町長のこどもからお年寄りまでが利用できる入浴施設の建設について伺います。

貝掛町長は、12月議会で町長としての初めての所信表明を述べられました。所信表明では3つの柱と、それを実現するための4つの具体的な施策を示していました。その中で、芦屋町を一步前にとして、こどもから大人まで安心して集える居場所づくりとして、小さなお子様からお年寄りまで、町民全ての方が利用できる入浴施設の建設などを目指しています、としています。

そこで伺います。1点目に、この事業の進捗状況はどのようになっているのかを、まず最初に伺います。

○議長 辻本 一夫君

企画政策課長。

○企画政策課長 本郷 宣昭君

町長マニフェストに関する事業につきましては、川上議員から御説明がありました通り、令和7年第4回定例会で町長から所信表明されたところでございます。

御質問の入浴施設の建設につきましては、町の最上位計画であります、芦屋町総合振興計画を構成する計画であり、予算編成の基礎となる実施計画の事業に位置づけ、検討を進めることとしております。

今年度につきましては、マニフェストに掲げられた各種事業について、町長へのヒアリング、担当課の割当て等を行うとともに、早期に実現できるものにつきましては、令和8年度予算に計上し、実現に向けて取組を進めているといったところでございます。

しかし、本事業につきましては、場所の選定、運営形態、財源確保等、課題が多い事業でございます。このため、令和8年度に関連予算等の計上には至っておりませんので、次年度以降に具体的な検討を進めていく予定としております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長もですね、まだ町長になられてから、そう時間もたっていないのですよね、なかなかそういった点では難しいところもあると思いますけど、ぜひですね今後のロードマップ、それから見通し、そういったところをですね、早く策定していただきたいというふうに思います。

やはり町長の選挙でのマニフェスト、所信表明でも位置づけられているのですから、任期の4

令和8年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

年間の中でですね実現する、こういったことが求められておると思います。ぜひですね、そういった点では、実務をですね、総合振興計画の中についてこれを位置づけて、早急にですね、実現できるよう進めていただきたいというふうに思います。

それではですね、なかなかそういった中で、いろんなことを聞くのはなかなかこう答弁もしにくいと思いますが、2点目のですね、町長としてこれをマニフェストを作ったときの自分の思いとか、そういった観点からの構想と言いますか、思いはどのようなものなのか、具体的なところが示されれば、お願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

具体的な構想というところでありますけども、本事業につきましては、私が選挙を通じて町民の皆様と交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で進めてまいりたいと考えております。

私としましては、マニフェストに掲げている通りですね、小さなお子様からお年寄りまで全ての町民の方が利用できる、コミュニティセンターを併設した入浴施設の建設を、目指してまいりたいと考えております。私の思いとしましては、こどもから大人まで安心して集える居場所を作りたいと考えております。座敷があって、そこでカラオケが楽しめる、そういった全世代の町民の皆様が集える場や機能を持つ、入浴施設が建設できればと考えておりますが、しかし担当課長からも答弁させていただきましたが、場所の選定、また町単独あるいは民間誘致といった運営形態、財源確保など、実現に向けては多くの課題がございます。

このため繰り返しになりますが、行政内部で十分協議を行った上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

町長のマニフェストにですね、掲げているところの内容については、私たち、議員個人としてもですね大変賛同できるし、そういった方向で動いていただきたいというふうに思います。まだ、なかなか具体的なこと出てないと思いますので、具体的なところが出たときに、後から何とかいろいろ変えるとか言ってもなかなか大変なんで、今も私がいろいろ調査したところとか考えている、そういった点をですね、ちょっと踏まえてもらいたいというふうな考えもあって、ちょっとこういったことを提案したいと思います。

かつて、厚労省が老人憩の家などに必要な施設として浴場を挙げて、各自治体に通達を出しており、それは今日も力を持っています。町は施設や設備の老朽化や、利用者の減少、家庭の浴室設置率が高くなっていることなどを理由に、3年後に老人憩の家を廃止することを決定しました。しかし、単身の高齢者が家庭において、1人で入浴することにはリスクがあり、多くの方に見守られながら入浴できること自体が重要です。

昨今の異常な物価高騰の中で、高齢者に対し憲法25条が掲げる、健康で文化的な最低限の生活を保障するという点でも、その重要性は増えています。入浴事業は老人福祉法に定められており、第2条では、老人は多年にわたり社会の進展に寄与した者として、かつ、豊富な知識と経験を有するものとして敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとしています。この精神からすれば、高齢者は敬愛されるべきもの、そして社会参加の在り方は、本人自身が判断すべきものです。皆で集い、入浴すること自体も重要な社会参加のひとつであります。現在、お風呂を利用されている方からも、今後も続けて欲しいという声が上がっていますし、一般の方からも誰もが利用できる入浴施設が欲しいとの声を聞いていました。そんな中で、町長がマニフェストにコミュニティセンターを併設した入浴施設を建設を掲げたことは大変歓迎するものです。

入浴施設、公衆浴場は、1968年には1万8,000軒ありましたが、現在では、全国で1,500軒余りとなっています。公衆浴場は保健衛生上の役割だけではなく、地域のコミュニティ拠点、観光資源、さらには地域活性化のツールとして、多様な価値を持っています。しかし、家族風呂の普及や、経営者の高齢化、施設の老朽化、経費の高騰、後継者問題等により、その数は減少しています。公衆浴場の利用者は、高齢者や男性が中心となっています。公衆浴場を持続可能なものとしていくには、女性や子ども、若い人たちの利用を増やすことが不可欠となっています。

現在、入浴施設には2種類あります。1つは、銭湯と言われている公衆浴場法で定められた一般公衆浴場です。元は、地域住民の生活を守る目的で、一般公衆浴場、銭湯が造られました。もう1つは温泉や娯楽施設を併設する特殊浴場、スーパー銭湯です。水巻町のいちょうの湯や北九州などで造られている大型銭湯です。2つの入浴施設の大きな違いは、入浴料金の設定です。スーパー銭湯は入浴料の上限はなく、自由に設定できますが、一般公衆浴場は、県により上限が定められており、福岡県では改定されましたが、550円となっています。スーパー銭湯の平均入浴料は1,350円と高くなっています。高額なものは2,000円を超えるものもあります。また、一般公衆浴場には自治体からの様々な支援が行われますが、スーパー銭湯は自治体からの援助は受けることはできません。誰もが気軽に利用できることを考えると、一般公衆浴場の方が大衆的だと考えます。

1981年に公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律がつけられました。その中で、公

衆浴場が住民の日常生活において、欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し、重要な役割を担っているにもかかわらず、著しく減少しつつある状況に対して、特別措置を講じることとされました。

また、2004年の法律改正では、公衆浴場の役割として、公衆衛生とともに、健康増進や住民相互の交流の促進など、住民の福祉の向上が位置づけられ、国や地方自治体は、住民の公衆浴場の利用の機会の確保や、助成その他必要な措置を講ずることが努力とされました。

また公衆浴場にはですね、銭湯、そういった入浴に関しては、やはり驚くべき身体的・精神的・社会的効能があります。銭湯はですね、清潔を保持するための施設としてだけではなく、健康増進、コミュニケーションや、地域の高齢者の見守り、災害時などにも役立ち、観光資源としても期待されていますということで、これは石川の震災とか、そういったところでもですね震災後にお風呂に入りたいとか、また銭湯の意図とか、そういったものがですね、大きな力を発揮しています。銭湯における温熱効果の予防的・医学的意義に関する研究というのが出されていますが、この研究者の、阿岸祐幸北海道大学名誉教授は、銭湯の温浴による心身のリラックス、鎮痛効果や、適度の刺激は介護や福祉の面でも効果が期待できるなどとして、入浴温浴刺激による予防医学的効果を詳細に研究、その上で、今後の銭湯の在り方として、銭湯は地域に根差した日常生活密着型の住民へのサービスを提供できるが、銭湯のリフレッシュ効果、リラックス効果は家庭の風呂と比べて極めて大きいので、銭湯は地域のリラクゼーションセンターとして位置づけ、家族風呂のある人でも、積極的に利用してもらう価値は十分にあると、健康づくりの拠点として活用するように提言しています。

また、生活習慣としての入浴を医学的に研究する東京都市大学早坂信哉教授は、銭湯は住民の健康を守る最前線基地と述べています。深い浴槽による温熱効果や、浮力効果が身体を芯から温め、高い天井や広々とした空間が気分を開放して、副交感神経のスイッチが入りやすくなる身体的な高揚とともに、一人暮らしの高齢者が増えているもとの、身だしなみを整え、銭湯へ出かける、入浴し人と出会い話をするという一連の行為が、精神的にも身体的にも健康を維持するのに役立っているとしています。

さらにですね、銭湯の利用度の高い人は、全く行かない人と比べて笑う頻度、幸福度、主観的健康感といった、健康指標が優位に高いこと。また、近所づき合いや社会活動参加でも活発で銭湯がソーシャルキャピタル、地域の人々の人的ネットワークを培養し、地域活性化への拠点となる効果も上げております。

また、今銭湯にはですね、やっぱり温泉もついていますし、サウナもついている銭湯も多くあります。最近はですね、サウナブームなども反映して、若い世代の銭湯利用者が増えています。大阪府内ではですね、銭湯一施設当たりの平均利用者数は2013年度以降増加傾向にあり、20

令和8年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

代から50代の男性を中心に、サウナを目的とした銭湯利用が目立つことをあげています。シャワーを使うなどしてですね、交感神経の活性化とかそういったことにも役立っているということです。

それで一番ですね、自治体としてこういった入浴施設を公的に取り組んでいるのはやっぱり東京都です。東京都はですね、1968年には2,687軒ありましたが、2024年には430軒という、こういったふうに激減した中でも自治体としてもですね、財政措置をとるとか、主体性の尊重とか、そういったことを考えており、東京都公衆浴場活性化支援事業というのを開始しています。これは財政措置としては、年額10億円ぐらいの予算でですね、銭湯にてこ入れしてることです。また、取組もですね、高齢者に対して1回100円でできる敬老入浴所から、親子無料入浴デーなどを設定、脱衣所での健康体操、季節の野菜果実の販売、絵本の読み聞かせやミニコンサート、展示会などいろいろサービスとして展開し、利用者を増やして地域のコミュニケーションを上げているという、そういったことでも努力されてます。銭湯は、健康保持するという機能だけではなくて、先ほども言ったソーシャルキャピタル、地域住民の関係性やつながりを育む場でもあります。

町長がマニフェストに掲げる、こどもから大人までの安心して集える居場所づくりとしての入浴施設の建設を切に望むものです。

最後にですね、町長のこういった入浴施設建設に対する熱意を最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 貝掛 俊之君

熱意ですね、熱意はあります。

これからですね、この入浴施設、検討していくわけでありまして、これ様々な手法があるかと思えます。

今、川上議員がですね、答弁されたことにおいてやはり、高齢者の方への対応、そしてまた入浴施設の料金設定、ここが一番キーポイントではないのかなと思っております。そういったのも含めましてですね、やはりこれは、財源を伴う芦屋町としても大きな事業になるわけでございます。そういったところからですね、やはりせいては事を仕損じるとしております。やはり公設民営で運営していくのか、あるいは指定管理制度を使っていくのか、あるいは民間に設置・運営をしていただくのか、様々な運営の形、やり方があると思えますけれども、このことをですね、やはり職員の皆さんの知恵と、そして住民の負託を受けた住民の代表である議員の皆様の御意見をしっかりと聞きながら、私なりによりよいやり方といたしますか、道筋をですね、決断していこうと考

えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ありがとうございます。1点ちょっと言い忘れましたが、東京都ではですね、銭湯が減っていく中で、小学校の空き地を利用して、新しく銭湯を造って公設民営でやっていって行くという、そういった自治体もあります。私たちが昨年、町営住宅の建て替えの問題ですね、東大阪市にちょっと調査に行ったんですけど、そこは町営住宅の直営から公設民営型に変えていってですね、大変活性化しているという、そういった点ではですね、私も基本的には直営でと強く言いますが、この銭湯に関しては公設民営というそういったことも考えてもいいんじゃないかと。だからやはり、経営をするという点になればですね、やはりなかなか難しい点もありますし、先ほど言いましたように、公設民営であって一般銭湯とするなら、自治体が財政的支援をすることができるといふふうになってます。やっぱり今、どこもやっぱり厳しくてですね、銭湯が潰れていく時代ですから、特に芦屋町、人口的にも1万人ちょっとのところから、1つの銭湯を持続可能なものにするという点ではですね、なかなか大変な努力が必要だといふふうに思いますんで、そういった形態もありかなといふふうに思ってます。

まだ、緒に就いてばかりでですね、これからいろいろ検討されるでしょうが、ぜひ住民のですね暮らしと健康を守っていくためにも、やっぱりそういった、コミュニケーションの取れる入浴施設を早く建設することを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。